

令和5年度 愛媛県観光物産協会造成商品販売促進事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 一般社団法人愛媛県観光物産協会（以下「協会」という）は、この要綱に定めるところにより、協会が造成した着地型旅行商品について、同商品を掲載するパンフレット・WEB ページ等の作成経費の一部を助成することにより、旅行需要を持った人に商品情報を認知してもらい、多様化するニーズへの対応や同商品を活用した旅行客増加による地域活性化への貢献ほか、本県のイメージアップ、観光産業の振興を図ることを目的とする。

(助成事業者)

第2条 この助成対象者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に基づく登録を受けている旅行者とする。

(助成内容)

第3条 助成内容は次のとおりとする。

区分		限度額	助成対象経費
パンフレット等に掲載した場合	協会が造成した着地型旅行商品A（パンフレット等に掲載した場合） ※但し、協会が指定する商品に限る。	1商品当たり 50,000 円 (経費の2/3を上限とする)	協会が指定する着地型旅行商品を掲載したパンフレット等作成経費（制作・印刷代、ダイレクトメール配送費、新聞折込料、新聞・雑誌等への旅行商品広告掲載料。 なお、助成金の額は千円単位とする。
	協会が造成した着地型旅行商品B（パンフレット等に掲載した場合） ※但し、協会が指定する商品に限る。	1商品当たり 100,000 円 (経費の2/3を上限とする)	
WEBページに掲載した場合	協会が造成した着地型旅行商品A ※但し、協会が指定する商品に限る。	1商品当たり 25,000 円 (経費の2/3を上限とする)	協会が指定する着地型旅行商品を掲載したWEBページ作成経費（製作代・掲載料等） なお、助成金の額は千円単位とする。
	協会が造成した着地型旅行商品B ※但し、協会が指定する商品に限る。	1商品当たり 50,000 円 (経費の2/3を上限とする)	

※着地型旅行商品Bの一部の行程のみを掲載する場合は、着地型旅行商品Aとして扱うこととする。

- 2 パンフレットと WEB ページの両方に掲載する場合は、それぞれの区分の金額を交付する。ただし、助成金の合算額は経費の 2/3 以内とする。また、協会が実施する他の助成と重複して申請する場合も、助成金の合算額は経費の 2/3 以内とする。
- 3 次の場合、助成額を加算する。

対象商品の販売で、実績が伴った場合には、その実績に応じて助成額を加算する。

	着地型旅行商品 A	着地型旅行商品 B
10 名以上送客の場合	20,000 円	40,000 円
50 名以上送客の場合	50,000 円	100,000 円
100 名以上送客の場合	75,000 円	150,000 円
200 名以上送客の場合	100,000 円	200,000 円

※大人料金を支払った実人数とする（小人・無料人員を除く）。

※下期に申請のあった対象商品の販売実績に対する加算については、令和 6 年度の愛媛県観光物産協会の当助成金事業の予算が成立した場合に交付する。

（助成の要件）

第 4 条 前条に規定する助成対象となるパンフレット等作成経費の助成要件は次のとおりとする。

- (1) パンフレット、募集広告チラシ、新聞折込み、新聞広告掲載等を利用し、広く一般配布するもの。
 - (2) 愛媛県内での宿泊を伴う、愛媛県外を出発地とする旅行商品であること。
 - (3) 愛媛県のみを旅行先としたパンフレット等に限らず、四国地区若しくは中国・四国地区等を旅行先とした総合パンフレット等への掲載も対象とする。
- 2 協会が造成した着地型旅行商品を掲載する WEB ページは、下記の要件を満たすことで対象とする。
- (1) 商品名、体験内容、設定除外日、集合場所を明確に記載し、閲覧者に分かりやすく、予約しやすいように掲載内容を工夫すること。
 - (2) 協会が指定する画像を複数枚掲載すること。
 - (3) 協会が造成した着地型旅行商品以外の商品と一緒に掲載する場合には、表示の大きさや色等で違いを出すなど、他の商品と差別化を図るよう努力すること。

（助成の制限）

第 5 条 パンフレット等作成経費の助成については、1 造成箇所（1 つの旅行業者に複数の造成箇所がある場合には造成事業所ごと）につき、第 6 条の申請期間各区分において、3 商品を上限とする。ただし、予算執行状況によってはこの限りではない。なお、同一パンフレット等へ複数の商品を掲載することも可とする。

（助成の申請期間等）

第 6 条 助成の申請期間等は次のとおりとする。

区分	申請期間	旅行商品設定期間
上期	随時	令和 5 年 10 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで
下期	令和 5 年 10 月 1 日から 令和 6 年 2 月 29 日まで	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 6 年 9 月 30 日まで

- 2 助成は、予算の範囲内で交付することとし、予算額に達した時点で終了とする（書面で申請のあった順に審査し、助成を決定する）。

(助成金の交付申請)

第7条 助成を希望する旅行業者は、助成金を受けようとするときは、愛媛県観光物産協会造成商品販売促進事業助成金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて一般社団法人愛媛県観光物産協会代表理事（以下「代表理事」という。）に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第8条 代表理事は、前条の規定による助成金交付申請書の提出があったときには、その内容を審査し、適当と認めた時は、必要な条件を付して、速やかに助成金の交付決定を行い、愛媛県観光物産協会造成商品販売促進事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により、速やかに通知するものとする。

(助成事業の変更承認申請)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、助成金の交付決定を受けた事業（以下「助成事業」という。）の内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ愛媛県観光物産協会造成商品販売促進事業変更（中止）承認申請書（様式第3号）を代表理事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、助成金の増額を伴わない軽微な変更については、この限りではない。

2 代表理事は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、愛媛県観光物産協会造成商品販売促進事業変更（中止）承認書（様式4号）により、通知するものとする。

(実績報告)

第10条 助成事業者は、助成を決定した事業終了後30日以内に（下期においては、事業終了後30日以内又は令和6年3月31日のいずれか早い日までに）、愛媛県観光物産協会造成商品販売促進事業実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて、代表理事に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第11条 代表理事は、前条に規定する愛媛県観光物産協会造成商品販売促進事業実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、助成金の額を確定し、愛媛県観光物産協会造成商品販売促進事業助成金交付確定通知書（様式第6号）により、助成事業者に通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第12条 前条の規定により、助成金の額の確定通知を受けた助成事業者は、愛媛県観光物産協会造成商品販売促進事業助成金請求書（様式第7号）を代表理事に提出しなければならない。

2 代表理事は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の経理)

第 13 条 助成事業者は、当該助成事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、助成事業の終了した年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

(助成金の交付決定の取消し)

第 14 条 代表理事は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成事業者が、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成事業者が、助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他代表理事が特別の理由があると認めたとき。

2 前項の規定は、助成金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

3 代表理事は、第 1 項の場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されていたときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

(雑則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、代表理事が別に定める。

附則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 7 日から適用する。

附則

この要綱は、令和 5 年 7 月 2 8 日から適用する。